

令和6年7月25日

令和6年度第4回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年7月25日（木）

午後2時00分開会～午後3時30分閉会

2. 場 所

大崎生涯学習センター パレットおおさき 研修室1, 2

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定  
による届出について

報 告 4 農地法第4条の規定による許可書の返戻届について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第18号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第19号 農用地利用集積計画の承認について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和6年度地区座談会の開催状況について

5. 出席農業委員(22名)

1番 菅原 ひろみ 委員	2番 小野寺 正 晃 委員
3番 布塚 幸子 委員	6番 高橋 順子 委員
7番 佐々木 ひろ子 委員	9番 齋藤 真理子 委員
10番 菅原 清一 委員	11番 佐々木 正彦 委員
12番 下山 信行 委員	13番 高橋 英理子 委員
14番 只埜 和臣 委員	15番 鈴木 至 委員
16番 佐藤 裕之 委員	18番 佐々木 俊通 委員
19番 佐々木 大 委員	20番 中森 昭悦 委員
21番 中鉢 守 委員	22番 菅原 まり子 委員
23番 今野 久男 委員	24番 中條 泰洋 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

3番 門間 すみ子 委員

4番 加藤 栄幸 委員

11番 菅井 宏樹 委員

7. 欠席委員(4名)

4番 中本 奈美 委員

5番 白川 知則 委員

8番 櫻井 正幸 委員

17番 佐藤 伸幸 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長 竹内 満博

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 桑添 滋行

主幹兼係長 石垣 佳子

主幹兼係長 今野 春樹

主査 湯山 栄大

主事 鈴木 聖己

主事 千葉 浩汰

主幹 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主査 三塚 裕介

田尻事務所長 加藤 忠明

会計年度任用職員 千葉 嘉一

午後2時00分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第4回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長から御挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。佐々木会長、よろしくお願

いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、4番中本奈美委員、5番白川知則委員、8番櫻井正幸委員、17番佐藤伸幸委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和6年度第4回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。1番菅原ひろみ委員、2番小野寺正晃委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局次長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局次長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 50 から 61 までの 12 案件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 15 号番号 50 から 61 までの 12 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 15 号番号 50 から 61 までの 12 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 15 号番号 50 から 61 までの 12 案件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 16 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 3 の 1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

7 月 24 日水曜日午前 9 時より，23 番委員，24 番委員，1 番委員，3 番推進委員，4 番推進委員，11 番推進委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしてまいりましたので，調査報告いたします。番号 3 を 24 番委員，報告をお願いします。

24 番（中條泰洋委員）

番号3を報告いたします。転用目的は、作業場、農業用資材置場、作業用通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、集落に隣接した田でございました。管理状況は、既に作業場と農業用資材置場が建っており、敷地全てがコンクリート敷になっていました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、農業用施設等が設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水はU字溝へ流す計画で、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

議11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第16号番号3について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

既に作業場が建っており、敷地全てがコンクリート敷きとなっていたと報告があり、面積が200平方メートルを超えておりますが、そこに至った経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

平成4年に申請人の父が養豚の堆肥舎として建設し、平成11年に申請人の父は他界したと伺っております。また、現在、養豚業は廃業しており、建物は作業場及び農業用資材置場として利用しているとのこと。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

作業場、農業用資材置場が108.90平方メートルとありますが、これは新たに設置する計画なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

新たに設置する計画ではなく、既に建設されている作業場、農業用資材置場が申請の 108.90 平方メートルとなっております。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

211 平方メートルの他に、作業場、農業用資材置場の面積が 108.90 平方メートルあるとのことでしょうか。

事務局（湯山栄大主査）

敷地全体の面積が 211 平方メートルで、その内の 108.90 平方メートルが作業場と農業用資材置場となっております。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

経緯の内容から無断転用であり、作業場と農業用資材置場を設置した申請人の父は既に他界していることから、申請人から顛末書の提出が必要かと思われます。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、18 番委員より無断転用のため顛末書の提出を求めるとの御意見でございましたが、そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

18 番委員より、顛末書の提出を求めるとの御意見に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議がないようですので、無断転用である議案第 16 号番号 3 の 1 案件について、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、無断転用である議案第 16 号番号 3 の 1 案件について、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付し

て県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号38から50の13か件のうち、番号40、46、49の3か件は、議案第18号番号19から21の3か件と関連することから、この3か件を議案第18号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第17号番号38、39、番号41から45、番号47、48、50の10か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号38を1番委員、報告をお願いします。

1番（菅原ひろみ委員）

番号38を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地に囲まれており、一部田と隣接しておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われまふ。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号39を24番委員、報告をお願いします。

24番（中條泰洋委員）

番号39を報告いたします。転用目的は、大型トラック駐車場5台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、田と宅地、雑種地でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、既存施設の拡張に係る部分の面積が既

存施設の面積の2分の1を超えないもので、既存施設に接続して整備するものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号41を11番推進委員，報告をお願いします。

11番（菅井宏樹推進委員）

番号41を報告いたします。転用目的は、宅地分譲3区画，モデルハウス1棟，専用通路を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水排水はU字溝へ，汚水は公共下水道で処理するため，周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号42を4番推進委員，報告をお願いします。

4番（加藤栄幸推進委員）

番号42を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、公衆用道路と畑でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水排水はU字溝へ，汚水は公共下水道で処理するため，周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号43を3番推進委員，報告をお願いします。

3番（門間すみ子推進委員）

番号43を報告いたします。転用目的は、建売住宅10棟，駐車場26台分，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、田でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水排水は土側溝へ，汚水は浄化槽で処理するため，周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号44を11番推進委員，報告をお願いします。

11番（菅井宏樹推進委員）

番号 44 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 128 枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と鉄道が隣接しておりました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね 300 メートル以内に鉄道の駅が存在する第 3 種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 45 を 23 番委員，報告をお願いします。

23 番（今野久男委員）

番号 45 を報告いたします。転用目的は、建築条件付宅地分譲 15 区画，道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地になります。雨水は U 字溝へ流し，土砂流出対策は境界に擁壁を設置する計画で，周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 47 を 3 番推進委員，報告をお願いします。

3 番（門間すみ子推進委員）

番号 47 を報告いたします。転用目的は、居宅 1 棟，駐車場 7 台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と公衆用道路でございました。管理状況は、ビニールハウスの跡地となっており，除草管理されておりました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが，住宅で集落に接続して設置されるものであるため，不許可の例外規定に該当します。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 48 を 11 推進委員，報告をお願いします。

11 番（菅井宏樹推進委員）

番号 48 を報告いたします。駐車場 14 台分，通路として利用するものです。申請地周辺の状況は，宅地と田でございました。管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地になります。雨水は U 字溝へ流し，土砂流出対策は境界に擁壁を設置する計画で，周辺農

地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号50を23番委員，報告をお願いします。

23番（今野久男委員）

番号50を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル1,546枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，山林でございました。管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第17号番号38，39，番号41から45，番号47，48，50の10か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号45について質問させていただきます。転用事由に記載があるセットバックとは何でしょうか。また，過去の議案書でこのような案件は位置指定道路と記載がございましたが，今回，道路となっております。位置指定道路との違いは何でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

セットバックとは，土地の境界から間隔を確保し建物を建てることです。また，道路については，譲受人からの事業計画書に基づき記載しており，住宅地の間に通る道路となりますので，位置指定道路と同じものとなります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

番号43について質問させていただきます。工期が令和8年8月31日と期間が長いように感じますが、何か理由があるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

工期は1年程度で申請いただくのが一般的ですが、事業計画として必要な年数であれば認められるものとなります。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第17号番号38, 39, 番号41から45, 番号47, 48, 50の10か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第17号, 番号38, 39, 番号41番から45, 番号47, 48, 50の10か件について許可相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第18号農地転用事業計画変更承認申請について、番号19から21までの3か件と関連する議案第17号番号40, 46, 49の3か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号19を4番推進委員、報告をお願いします。

4番（加藤栄幸推進委員）

番号19を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場5台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水排水はU字溝へ、汚水は浄化槽で処理します。土砂流出対策は、境界に法面処理をする計画で、周辺農地に対する影響はないと思われまふ。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号20を1番委員、報告をお願いします。

1番（菅原ひろみ委員）

番号20を報告いたします。転用目的は、宅地分譲10区画を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水はU字溝へ、汚水は浄化槽で処理し、土砂流出対策は、境界に法面処理をする計画で、周辺農地に対する影響はないと思われまふ。以上です。

1番（佐々木正彦委員）

番号21を11番推進委員、報告をお願いします。

11番（菅井宏樹推進委員）

番号21を報告いたします。転用目的は、駐車場68台分と通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水はU字溝へ流し、土砂流出対策は擁壁を設置する計画で、周辺農地に対する影響はないと思われまふ。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第18号番号19から21までの3か件と関連する議案第17号番号40、46、49の3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第18号番号19から21までの3か件と関連する議案第17号番号40、46、49の3か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第18号番号19から21までの3か件と関連する議案第17号番号40、46、49の3か件について許可相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第19号農用地利用集積等促進計画の承認について、番号287から329までの43か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号287から329までの43か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。12番委員。

12番（下山信行委員）

番号300から308について質問させていただきます。借受人は農事組合法人ですが、経営面積が全くない理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

借受人は貸借契約を結んでおりましたが、契約の期間が切れたため、経営面積がない状況となります。

議長（佐々木政直会長）

12番委員、よろしいでしょうか。

12番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号287から329までの43か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第19号番号287から329までの43か件を市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時10分まで。

〔午後2時55分から午後3時10分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）令和6年度地区座談会の開催状況について、事務局及び担当地区委員より説明をお願いします。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

〔事務局からの説明〕

1番（菅原ひろみ委員）

〔担当地区委員からの説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）令和6年度地区座談会の開催状況については終了

いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。今日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして、令和6年度第4回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 7 月 2 5 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 ひろみ

委 員 小野寺 正 晃